

財政健全化判断比率の状況について

自治体の財政状況を把握し破綻を防ぐことを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)が平成 19 年 6 月に公布されました。この法律によって、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率を公表することになっています。

本区の 20 年度決算では、これらの比率がすべて国の定める健全化基準をいずれも下回っており、区の財政は健全な状態であることを示しています。

■平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位:%)

区分	墨田区	国の定める基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11. 25	20. 00
連結実質赤字比率	—	16. 25	40. 00
実質公債費比率	3. 5	25. 0	35. 0
将来負担比率	—	350. 0	

1 実質赤字比率

一般会計における赤字額(歳出に対する歳入の不足額)を標準的な一般財源の規模をあらゆる標準財政規模の額で除したものです。なお、財政健全化法では、一般会計等となっていますが、本区の場合は「等」に該当する特別会計がないため、一般会計と同一となります。

本区の一般会計の実質収支は 42 億円の黒字でしたので、「—」で表示しています。

2 連結実質赤字比率

一般会計や特別会計を含むすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の赤字額を標準財政規模の額で除したものです。

本区の全会計(一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)の実質収支は 61 億円の黒字でしたので、「—」で表示しています。

3 実質公債費比率

一般会計が負担する起債の元利償還金や元利償還金に準じる額の合計額を標準財政規模で除した額の3年間の平均の比率です。

本区の実質公債費比率は、18 年度 5.0%、19 年度 3.7%、20 年度 1.9%の平均で 3.5%となります。

4 将来負担比率

特別区債の現在高や退職手当負担見込額など一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除したものです。

本区の将来負担額は、特別区債の残高や退職手当負担見込額などが 690 億円ありますが、将来負担額から控除することができる基金残高や地方交付税上の基準財政需要額算入見込額などが 710 億円あり、将来負担額に対して充当可能額が上回るため、将来負担比率は「—」で表示しています。